

保育園・幼稚園などの入園に向けて

園地域子育て包括支援センター

TEL551-2370 FAX551-2330

安心して入園を迎えるために、どのような準備をす
るとよいのでしょうか。準備
というところ、ついついカバン
や給食用品などの準備に気
持ちが向きがちですが、人
との関わりや生活面での準
備も大切です。

1つ目は、人とのつながり
を広げることです。児童館
や公園、買い物先などでい
ろいろな人と出会い、触れ
合う機会があります。そこ
で大人が「こんにちは」「あ
りがとう」など子どもに挨拶
をする姿を見せたり一

緒に挨拶をしたりしながら他
の親子やお店の人など家族以
外の人も関わることです。子
どもの社会性が芽生えていきま
す。

2つ目は、生活面の準備で
す。朝は早く起き、朝日を浴び
て活動し、夜は早めに寝ると
生活リズムが整っていき、子ど
も自身もその生活に慣れてい
くようになります。また、年齢
や個人によって違いはありま
すが、身の周りのこと(食事、
靴の脱ぎ履き、衣服の着脱な
ど)を自分でやってみようとす
ることを尊重し、声かけや見
守りをしましょう。自分で最
後までできない場合も、大人
が方法を伝えたり少し手伝い
をしたりして、子どもが「自分
でできた」という自信が持て
るようにしていきましょう。

子どもの気持ちに寄り添い
ながら、毎日の生活の繰り返し
の中で身につけていき、入園を
迎えますように。



消費生活アドバイス

—「保険金で住宅修理ができる」という勧誘に注意!!—

<事例>

「台風による家屋の被害調査をしている」と電話があり、来訪を了承した。事業者がドローンで屋根の点検を行った後、写真を見せられ「屋根瓦が割れている。損害保険の保険金で修繕できる。当社が保険金の申請をサポートする」と言われたため、その場で保険金申請代行の契約をした。その後、契約書をよく読むと「損害保険金支給額の35%を手数料として支払うこと」と記載があった。保険会社への申請は自分でできるので解約したい。

<アドバイス>

「保険金を使って自己負担なく住宅修理できる。申請をサポートする」と勧誘され、高額な手数料や修理をキャンセルした場合の違約金を請求されるケースがみられます。

勧誘されてもすぐに契約せず、保険会社への申請手続きに不安がある場合は、まずは保険会社や保険代理店に相談して、アドバイスを求めることが大切です。

損害保険は自然災害などによる損害を対象としており、経年劣化による損害は対象外です。うその理由で申請するよう勧められても、決して応じないようにしましょう。

困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

園自治振興課 消費生活相談窓口(相談無料)

TEL551-0115 FAX 551-0432

9:15~12:00、13:00~16:00 平日のみ

園滋賀県消費生活センター(相談無料)

TEL0749-23-0999 9:15~16:00 平日のみ

園消費者ホットライン(相談無料)

TEL188 土曜日、日曜日、祝日

Next! 栗東っ子

64 「やってみようの心を育む」保育

治田東幼児園

制作遊びが好きな5歳児ひかり組の子どもたち。いろいろな素材を用意しておくことで、遊びの中で必要なものや作りたいものを作り、「ひかりパーティー」というお店屋さんごっこが始まりました。



自分のイメージするお店を試行錯誤して作ったり、友達と相談しながら、品物や店員さんの衣装を作ったりしました。思いのぶつかり合いもありますが、遊びをとおして、子どもたちは、「やってみよう」と意欲をもったり、「～も作ろう」「～もしてみたいな」と主体的に遊びに取り組んだりしています。6つのお店ができ、他のクラスの友達も招待しました。

たくさんの友達が遊びに来てくれた「ひかりパーティー」は、子どもたちの「いらっしゃいませ」の元気な声と楽しいやりとりが見られた1日となりました。お店に来てもらった喜びや満足感がまた次の遊びの意欲へと繋がっていきます。

園幼児課 TEL551-0424 FAX551-0149